

被災者生活再建支援制度の抜本的な拡充を求める意見書

2011年3月の東日本大震災は、把握されている限り、今なお、少なくとも約57,000人（2018年9月現在）の被災者が応急仮設や、みなし仮設住宅等での生活を余儀なくされており、被災者の生活と生業の再建は道半ばです。

その後も、2016年4月の熊本地震や、ことし9月の北海道胆振東部地震など、激震による災害も発生しています。

また、ことし7月の西日本豪雨を初め、毎年のように台風や集中豪雨によって多くの人命が犠牲になり、全半壊などの住宅被害が頻発しています。

被災者の最大の願いは、一日でも早く安心できる住まいや生活空間を得て、日常の暮らしを取り戻すことです。住宅の再建は、一人一人の被災者の生活再建のかなめであるとともに、地域全体の復興を左右する重要な課題です。住宅再建への支援は、地域への定住を促し、人口流出を防ぎ、地域の活力やコミュニティを保つために不可欠な公共性の高い施策です。

被災者生活再建支援法が施行されて20年となります。この間、2度の大幅な法改正が行われましたが、2007年度の改正の際の4年後に制度の拡充に向けて見直すとの付帯決議は、いまだに実現していません。

現在、全壊家屋の再建には、最大300万円が支給されますが、近年の建築資材や人件費等の高騰が、自宅再建や住宅確保をさらに困難にしており、その増額は急務です。

自然災害による全半壊の住宅被害はもとより、一部損壊の認定を受けた圧倒的多数の被災者からも被災者生活再建支援法の適用を求める声が上がっています。

全ての被災者の住宅再建を支え、従来の生活と生業を取り戻すために、国による支援は不可欠です。

地球温暖化が影響した異常気象が発生し、地震の活動期に入っている日本では、大規模な自然災害が全国どこにでも起きる可能性があります。よって、被災者生活再建支援法を初めとした被災者への支援体制を速やかに見直し、以下の事項を実現するよう求めます。

記

- 1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の最高額を引き上げること。
- 2 支援金の支給について、半壊や一部損壊を対象に含めるなど、支給対象を拡大すること。
- 3 当該支援金の財源について、国の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年12月17日

名取市議会議長 丹野 政喜

内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
内閣府特命担当大臣(防災) 殿
復興大臣 殿